

1 水上中学校いじめ防止等基本方針

(1) 基本方針策定の意義と内容

令和2年4月1日、国から施行された「いじめ防止対策推進法」(改訂)及び令和2年11月24日、熊本県から施行された「熊本県いじめ防止基本方針」(改訂版)を受け、「いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、「本校のすべての生徒が、安心・安全に、楽しい学校生活を送り、いじめをしない・させない・許さない集団」を構築するために、「水上中学校いじめ防止等基本方針」(改訂版)を策定する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)(令和2年4月1日改訂)

(いじめ防止基本方針)

第11条

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)をさだめるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

この法において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはいつでもどこでも起こり得ると同時に、被害者にも加害者にもなり得る。」ことを常に認識する。また、一人一人の生徒の心と体を大切に、安心して学校生活を送ることができる環境を整え、いじめ未然防止の取組みを推進していくことが最も重要であると考え。そのためにも、本校の教育目標である「認め合い、思いやり、共に高め合う学校」を踏まえ、

目指す生徒像 ○努力を惜しまず切磋琢磨する生徒

○お互いの良さを認め、思いやりのある言動ができる生徒

○何事も最後までやり抜く生徒

の実践・定着を図る。

① いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない（未然防止）土壌をつくり上げることが重要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。

また、いじめの早期発見のため、本校は、月1回のアンケート調査や学期に1回の教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守る。

③ いじめへの対処

いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。

また、個々の事案に応じて、家庭や村教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

④ 地域・家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を行う。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や村教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や村教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ防止等の基本的な方向と取組み

(1) 指導体制と組織体制

① 指導体制～いじめの起こりにくい学校へ～

ア 生徒の関する情報を全職員で収集と共有をし、現状と課題を明確にする。

※ 生徒の情報交換・情報共有の徹底を図る

※ 生徒の何についての情報収集をするか明確にする

※ 生活ノートや個人面談等を活かす

※ 情報の信頼性を確認するため、不足した情報を集める

イ 学校の指導方針が、現状と課題を踏まえたものとなっており、校長が、現状と課題を踏まえて指示・対応を示す。

※ 生徒の情報が校長に集まるシステムになっている

※ 生徒指導主事が日常的に校長・教頭と現状の対話を欠かさず行っている

※ 現状との生徒指導の重点事項のズレを把握している

ウ 指導における具体的な行動基準と方針を具現化する取組み計画を教職員に示す。

※ 指導の根拠となる客観的なデータが示されている

※ 取組みの全体像とスモールゴールが示されている

※ 指導すべき基準を全教職員で確認して

※ 指導の具体的な行動基準が全職員に示されている

エ 役割分担を明確にし、協力する意識の醸成。

※ 一部の教職員のみ負担が偏っていない

※ 教職員のそれぞれの力量を活かした役割分担になっている

※ 生徒指導主事が調整役にまわっている

※ 状況に応じて、分担者の負担の増減を図っている

② 組織体制～いじめ防止対策のための組織～

いじめ対策委員会

【メンバー】 校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護助教諭



※ 必要に応じて外部より専門家を招聘する。

【内容】

- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むための中核的役割
- 「学校いじめ防止等基本方針」の作成と見直し。
- P D C Aサイクルの機動。(計画→実行→評価→改善)
- 年間指導計画の作成。
- 校内研修の企画と立案。
- 「水上中いじめ対策委員会」の活動内容の保護者への周知
- 調査結果や報告等の情報の整理と分析。保護者や地域への公表
- いじめが疑われる案件の事実確認と判断、報告。
- いじめの発生の調査と対応。
- 配慮を要する生徒への支援。

【その他】

- メンバーは、実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
- 定例の委員会は、月に1～2回程度開催する。
- いじめ発生時は、緊急委員会を開催し対応する。
- 委員会での内容や対応等については、職員会議等で情報交換・情報共有し、周知徹底を図る。

(2) 年間指導計画

月	防止対策	早期発見	研修等
4月	学級開き 部活動紹介 学級紹介 地区生徒会 交通安全教室 体育大会結団式 全校給食 学級づくり 人間関係づくり	個人面談・観察指導 心のアンケート	職員会議（生徒理解）
5月	専門委員会 おはよう集会 体育大会 ボランティア活動	アンケート調査	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
6月	心のきずなを深める月間 集団宿泊教室 専門委員会 生徒総会 郡市中体連	教育相談 心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
7月	専門委員会 普通救命救急講習会 郡市中体連水泳大会	心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
8月	P T A親子奉仕作業	心のアンケート	職員会議
9月	専門委員会 郡市中体連秋季陸上大会 職場体験学習	心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
10月	専門委員会 熊本県人権子ども集会 郡市中体連駅伝競走大会 全校給食	心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
11月	愛校活動 文化祭 全校給食	アンケート調査 教育相談	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
12月	専門委員会 校内ロードレース大会 美化作業（除草）	いじめ調査	対策委員会 職員会議
1月	校内百人一首大会 専門委員会 修学旅行（2年） 人権週間	心のアンケート 教育相談	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
2月	専門委員会 立志式（2年）	心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議
3月	専門委員会 愛校活動	心のアンケート	対策委員会（第2・4月曜日） 職員会議

※年間を通し、いじめ事案発生時、緊急対策会議開催（全参加ではなくても少人数でも開催する。）

4 いじめ防止の措置

いじめを生まない生き生きとした学校づくりを目指すために以下の項目に取り組む。

(1) いじめの予防

① 校内指導体制の確立

一部の教職員が抱え込むことなく、校長の強いリーダーシップのもと一致団結した指導体制を確立する。「当たり前の指導」の実践・徹底を図る。

② 教師の指導力の向上

意欲的に取り組み、規律ある授業づくりやいじめ問題対応の研修実施、指導上の留意点について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③ 人権教育の充実

人権意識の高揚のため、お互いを思いやり尊重し、命を大切にする指導に努める。講演会等の開催。

④ 道徳教育の充実

日頃からお互いを認め合える集団づくりに努め、評議員からの「生活目標」等を活用し、いじめ防止をねらいとした取り組みを実施する。

⑤ 特別活動の充実

生徒会活動や部活動の一環として、ボランティア活動やいじめ防止等の取り組みを仕組み、指導・支援し、いじめ防止意識の啓発を図る。

⑥ 情報モラル教育の充実

P T Aや集会等を活用し、保護者・生徒に正しい情報管理を促す。講演会実施。

⑦ 教育相談の充実

定期的を開催し、情報交換・共有を図り、いじめ等の早期発見を図る。

⑧ 家庭・地域・関係機関との連携強化

「学校いじめ防止等基本方針」の周知徹底を図る。また、講演会等を開催し、学校と一体となった取り組みを推進する。

(2) 早期発見

① 観察・情報交換

生徒を見守り、変化やサインを見逃さないようにする。情報は常に共有できる体制を構築する。

② アンケート調査・個人面談の実施

定期的又は必要に応じてアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細やかな把握と情報収集に努める。

③ 教育相談体制の整備

生徒・保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、充実させるためにスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

④ 関係機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知を継続的に行う。

(3) いじめの対応

- ① 被害生徒への対応
- ② 加害生徒への対応
- ③ 観衆・傍観的立場の生徒への対応
- ④ 保護者及び関係機関との連携

被害生徒への対応	加害生徒への対応	観衆・傍観者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認をするとともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ○被害生徒を最後まで守り抜き、秘密を守ることを伝える。 ○必ず解決できる希望を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聞いたうえで指導にあたる。 ○心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。 ○いじめが非人道的であることや被害生徒の気持ちを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。 ○いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめを肯定する立場にいることを認識させる。 ○いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。

いじめ対応の原則	
迅速・誠実に対応	周囲と連携して対応

被害生徒保護者への対応	加害生徒保護者への対応	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ○事案の存在が確認された日のうちに話し合いの機会を持ち、対応策を協議する。その際、学校として被害生徒を守り抜くことを伝える。 ○継続して家庭と連携を取り、家庭での生徒の様子に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。 ○関係機関と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ加害の事実を伝え、被害生徒・保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。 ○いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示す。また、ことの重大さを認識させ家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するよう依頼する。 ○生徒の変容を図るため、今後の関わり方等を一緒に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○些細なことでも、いじめ防止対策委員会を開催し、学校として解決にあたる。 ○プライバシーに配慮し、スクールカウンセラーにも報告し、解決にあたる。 ○状況に応じて、各関係機関と連携・協力し解決に向け取り組む。

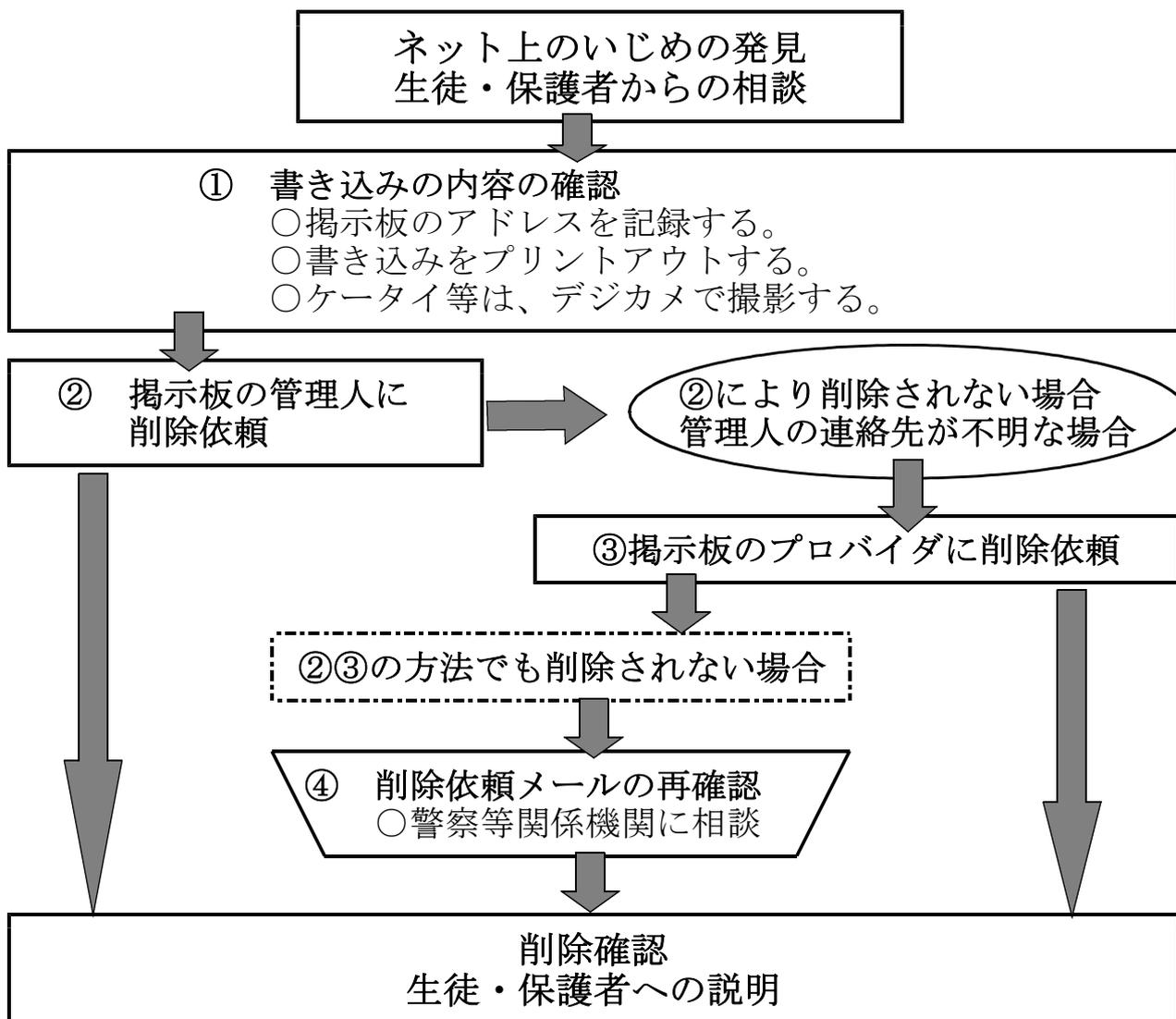
5 ネットいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などは、警察等専門機関と連携し対応する。

(1) 「情報モラル」教育の充実

- ① 外部講師を招聘し、定期的に「情報モラル」に関する安全教室を実施する。
- ② 保護者に対し、「管理の徹底」「個人情報漏洩の認識」「深刻な影響を与えることの認識」「学校との連携」等を、PTAやプリントなどを通し啓発する。
- ③ 生徒に対し、「ケータイ等の正しく賢い使用方法」「書き込みが原因で、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性」「情報はすぐに多くの人に広まること」等を、学級活動や集会などを通し啓発する。

(2) 書き込み（誹謗中傷）等の削除



6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

（ア） いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、村教育委員会又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ） 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。水上中いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、対応マニュアルに役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有する。さらに、水上中いじめ対策委員会については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ア 生徒が自殺を企図した場合。
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合。
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合。
 - エ 精神性の疾患を発症した場合。
- ② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ア 年間30日が目安。
 - イ 一定期間連続して欠席している場合。
※ この場合、迅速に調査に着手。
- ③ 「その他の場合」
 - ア 生徒・保護者より、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

学校 → 村教育委員会 → 村長

(3) 重大事態の発生時

村教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

村教育委員会の指導・支援のもと対応にあたる

- 調査組織（いじめ対策委員会）を設置。
- 事実関係を明確にするための調査を実施。
- いじめ被害生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供。
- 調査結果を村教育委員会へ報告。
- 調査結果を踏まえた必要な措置。

村教育委員会が、調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力。

いじめ防止等対応組織図

